

横浜市資事指令第5020号
令和7年6月17日

許可番号 第05620007565号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区市場上町7番11号

氏 名 ソリタ運輸 株式会社
代表取締役 濱元 貴久美 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 山 中 竹 春

許 可 の 年 月 日

令和6年5月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和11年4月30日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番25 外1筆

処理施設の概要

(1) 破碎施設 1基 (5.02 t/日)

設置年月日：令和2年1月16日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、140.40m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年5月1日 新規許可

令和6年5月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

複写無効	
御中	
本書は原本の写しです。当社に無断での複写・譲渡を禁止します。	
朱色印無き物は 当社の発行した 許可証の写しでは ありません。	発行日
	年 月 日
	確認印

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

